

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 島 孝 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 本庄妻沼線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	<p>熊谷市永井太田字西浦九九一番二地先から 同市永井太田字高城一三九五番二地先まで</p>	区 間
一一・〇七〇七〇三二・一九	七・二五〇一一・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
	三八〇・〇〇	延長 (メートル)
		備 考